

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

八代市
熊本県八代郡宮原町

2. 構造改革特別区域の名称

「町づくり・人づくり・心づくり推進」特区

3. 構造改革特別区域の範囲

熊本県八代郡宮原町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

宮原町は、熊本県のほぼ中央部に位置し、行政面積 9.89 km²、東部が山林・丘陵地帯、西部が平坦地帯を形成して、町の北部を 2 級河川「氷川」が貫流し、豊かな水と温暖な気候に恵まれた人口約 5,200 人の静かな町である。明治 22 年町制施行以来一部地域の編入はあったものの未合併のまま今日に到り、「住みよい・明るい・住みたくなる町づくり」のテーマのもと、公共下水道事業（現在、下水道の普及率は 98.1%）、公園整備等を推進する「住民生活環境の整備」・地域の特性に応じた「産業の振興」・総合福祉センターを核とする「保健・医療の充実と福祉の向上」・「教育の充実と文化の振興」等を推進して、力強い町づくりを展開している。また、宮原町は、町制施行百周年を機に「宮原町民憲章」を制定し、下記のように謳っている。

自然と先祖と、お互いの心を大事にし、住みたくなる町にします。
青少年に希望を、成人に誇りを、老人に安らぎのある明るい町にします。
健康で勤労を尊び、活力ある豊かな町にします。
伝統と教育を愛し、更に文化の香り高い町にします。
水清く、緑と花と、人の和のある美しい町にします。

この町民憲章のもと、町民は、宮原町教育委員会と公民館が主催する宮原町民体育祭や宮原町生涯学習文化祭等の諸行事にも積極的に参加し、郷土に誇りを抱きながら歴史・伝統・文化を大事にした日々の暮らしを重ねている。

このような中で、教育の面においても、宮原町教育委員会が町長部局と呼応し“町づくりは人づくりから 人づくりは心づくりから”を合言葉に、町づくりの役割の一翼を担いながら、日常の学校教育・学校経営の支援に取り組んでいる。また、町全体も 21 世紀を展望した教育改革のうねりの中で、学校・家庭・地域社会が融合した教育環境を醸成し、「次

世代」を担う子ども達の健全育成に強い思いを寄せている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

文部省は、平成9年8月4日、中央教育審議会に対し「幼児期からの心の教育のあり方」について諮問している。そして、中央教育審議会は、文部大臣への答申文の中で、今の時代は、正に「次世代を育てる心を失う危機的状況に直面している。」と指摘している。

過去に眼を向けると、戦後60年間の我が国の教育は、教育基本法の趣旨に則り幾多の変遷・改革を重ねながら、それなりの成果を収め人材育成に大いに寄与してきたことは事実である。しかしその反面、失ってきたものも数多くあるように思われる。

平成10年のこの頃、宮原町教育委員会・八代郡宮原町及び八代市中学校組合教育委員会に『日本の教育が本来、大事にしてきた不易なものまでが消されていく教育現場になろうとしている。子ども達の心が貧しくなる恐れがある。「心の教育」の推進が大切である』等の教育の現場（家庭・学校・地域社会）の危機感を訴える声が届けられた。このことに応じて、両教育委員会が平成10年度に作成した啓発資料が、ページ10～11の参考資料 2である。

平成9年2～5月の神戸市の小学生殺傷事件をはじめ、昨今の青少年による犯罪の多発状況を見る時、「対岸の火事」的な認識ではおれないような気がしてならない。また、平成11年8月4日（土）の熊本日日新聞は“小中高生「暴力」最悪”の見出しで中学校内暴力が2万件を突破したと掲載している。

このような中で、宮原町では町づくりには“人づくり”が大切であることの観点から、平成10年度より宮原町独自の手法で“まちづくり”を進めている。

平成14年度には熊本県教育委員会の呼びかけに応じて宮原町の「人づくり・子育て」教育支援事業の中で、就学前教育の推進、通学合宿（小学校5～6年生）に取り組んできた。平成15・16年度には、宮原小学校が文部科学省の学力向上フロンティアスクールとしての指定を受け、「確かな学力をつける豊かなかわりのある授業の創造～意欲をもち、学ぶ喜びを味わうことができる算数科の授業づくりをめざして～」のテーマで取り組み、その研究推進の様子を県下に紹介している。平成16年度には、文部科学省生涯学習政策局の3ヶ年計画による子どもたちの居場所づくりを目指す「地域子ども教室推進事業」を学童保育に関わっている町長部局の住民福祉課と連携して委託を受け、事業推進に取り組んでいる。

また、宮原町では、平成9年・10年頃からの全国的な学校の荒れ、校内暴力の増加傾向を懸念し、「備えあれば憂いなし」の視点から、「生徒指導支援事業に伴う氷川中学校への職員の配置について」を議会に提案し議決を受け、平成12年度から小・中・高の教職免許（保健体育免許）を有している職員（生徒指導支援職員・1名）を採用し、八代郡宮原町及び八

代市中学校組合教育委員会（以下「中学校組合教育委員会」とする。）より氷川中学校に出向させ、その活用を図っている。現在、生徒指導支援職員は、全校生徒に眼を向け、学級担任と連携しながら不登校・不登級生徒への支援を中心に取り組んでいる。その他、保健体育科授業へのT・T指導、放課後の部活動指導等を積極的に行っている。昨年度宮原町及び八代市中学校組合立氷川中学校では、学校に登校しても保健室や心の相談室に留まって、学級のみんなと一緒に学習ができない生徒が9人（全校生徒の約5.5%）存在した。また、生徒指導支援職員は、国語や数学の基礎基本的な内容の学習や進路指導等の支援を個別に関わりながら、高校進学を実現させた事例も有している。

しかしながら、生徒指導支援職員は正規の教員ではないため、こうした生徒指導などの活動は、それぞれの学級担任との連携の下でしか行うことができない。また、単独で授業を行えないことや学級担任をできないことから、生徒指導支援職員の活動はT・T指導などに限られる。これらの点は、生徒指導支援職員が生徒指導を実施するに当たって必要となる生徒ひとりひとりとの直接の関係を構築するのに時間をかけなければならない要因のひとつになっているだけでなく、生徒指導主事などといった校務分掌を受け持つことができないなど、効果的な生徒指導を行う上での課題となっている。

また、県費負担教職員には定期的な人事異動が伴うが、自治体が地域に根ざした生徒指導について多面的に、体系的に、組織的に構築し、継続的な教育実践を期待しても、担当する教員が異動してしまうことで、それを実現することについては非常に難しい状況にある。

そこで、今回の構造改革特別区域計画の認定を得て、宮原町及び八代市中学校組合教育委員会が氷川中学校に出向させている生徒指導支援職員を、中学校組合費で負担して任用する常勤の教職員とし、県費負担教職員と何ら変わることなく校務分掌を受け持つことができる教師にしたいと考えている。

具体的には、教科担任・学級担任は勿論のこと、研修・研鑽を重ねることによって、近い将来体育主任などの役を受け持つことができる教師にしたい。学級担任教師として、「心に響く道徳」の授業を推進するための指導力を高めてもらうことも考えている。また、将来的にはこれまで生徒指導支援職員として培ってきたノウハウを活かすとともに、校内の生徒指導について責任を負って指導ができる生徒指導主事を担当できる教師とすることも考えている。

同時に、生徒指導では、児童生徒の学力向上も考えなければならないと思っている。生徒にとって学習内容が理解できない状態では、日常の学校生活に楽しさがなく、学校・学級への生徒の足が重くなっていくのは必然である。学習指導についての工夫改善を図り、「確かな学力の定着」を考えていくことが大切である。

現在、氷川中学校は教職員間の協力態勢を醸成し、数学科と英語科の

T・T指導、少人数指導、習熟度別指導に当たる教職員の配当を得て、かなりの成果をあげている。今後、更なる「確かな学力の定着」を図るために、国語科にも上記の指導法を広げることができるようになりたいと考えている。

そのために、中学校組合教育委員会では氷川中学校に出向させている生徒指導支援職員を教科担任とすることにより、他の教員がT・T指導や少人数指導、習熟度別指導を行えるようにするなど、教員配置に工夫を加えることを可能としたい。

このようにして、中学校組合教育委員会が任用している生徒指導支援職員の更なる活用を行い、“町づくりは人づくりから 人づくりは心づくりから”の取り組みを前進させることによって、周辺地域はもとより、県下一円、全国の範にしたいと考えている。

6. 構造改革特別区域計画の目標

宮原町が平成11年度から新総合振興計画（小さな町の大いなる挑戦）を策定し、町づくりに取り組んだのを機に、宮原町教育委員会は“町づくりは人づくりから 人づくりは心づくりから”を合言葉に、就学前・小学校・中学校・高校の連携を視野に置きながら教育上の諸問題の解決に向け努力してきた。

また、生徒指導支援職員を配置することにより、生徒の非行化防止の問題、いじめ・不登校・不登級の問題等の改善に向けた生徒指導に力を注いできたところである。

今回、前述しているような課題解決に向けて、この生徒指導支援職員を県費負担教職員と同様に活用することができるようになれば、不登校や不登級などの生徒への支援を充実させられるだけでなく、少人数指導や習熟度別学習をより効果的に行うことが可能となり、豊かな心を持った人づくりが更に前進し、「次世代」の町づくりを担う子ども達の育成が叶うことになる。

なお、「次世代」を担う子どもの健全育成を考える時、教育委員会と学校現場の連携だけでなく、町長部局との連携・協力の体制づくりは必須条件と思われる。

宮原町教育委員会・中学校組合教育委員会と学校現場（氷川中学校）とのつなぎ役に中学校組合教育委員会が任用している生徒指導支援職員を充て、緊密な連携を図ることも考えている。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的効果

今回の計画の実施により、前述した課題の解決が図られ、これまで、人事異動により途切れがちであった教育の実践を、より継続的に行うことが改善される。これにより、不登校・不登級の生徒への支援などの生徒指導や少人数指導などを充実させることを可能とし、氷川中学校における不登

校・不登級の生徒を少なくするとともに、生徒の更なる学力の定着を図る。

なお、今回の構造改革特別区域計画「町づくり・人づくり・心づくり推進」特区が直ぐに地域の経済的効果に結びつくものではないと考えている。越後長岡の「米百俵」の精神でも分かるように、教育の成果は40年・50年後の「次世代」に現れると思われる。しかし今回の構造改革特別区域計画事業の時間的経過が進むに従って宮原町は他所と何か違う教育熱心な町、町づくり・人づくり、子どもの教育に熱心な人の集まりの町等の波紋が周辺地域に、県下に広がり「宮原町に住みたい」と思う人が増えることにより必然的に地域の経済的社会的活性化に結びつくと考えられる。

8. 特定事業の名称

810 市町村費負担教職員任用事業

9. 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業、その他の構造改革特別区域計画の実施に関し、地方公共団体が必要と認める事項

今回の構造改革特区の取り組みを機に、下記の事業を具体的に推進することを考えている。

「心の教育」の推進と基本的生活習慣の確立

幼・保・小・中・高の連携強化を図るため、それぞれの学校の教師の交流研修を推進する。

「次世代」育成を目指す就学前教育・小学校教育・中学校教育・高校教育の一貫した教育理念の高揚を図る。

「心に響く道徳授業」の推進し、「心のノート」の活用を推進するなど「道徳の時間」の充実を図る。

確かな学力の定着

学習指導要領に基づく基礎・基本の重視と指導の適時性を図るため、学力検査、知能検査、スポーツテスト等の実施と効果的活用を推進する。

個に応じた指導の徹底と自ら学ぶ態度の育成のため、わかる授業の実践と能動型学習の展開を図ったり、小・中間の授業の連携、T・T指導、少人数指導、習熟度別指導を導入した授業の改善を行う。

将来を見据えた進路指導に基づく目的意識の育成と、自己実現への支援や職場体験の導入などにより、適正な進路指導の充実強化を図る。豊かな心と確かな学力の中核となる読書活動を推進する。

地域の教育力（人・物・事）の積極的な活用

・教育施設（少年自然の森キャンプ場、里地屋敷、福祉施設等）や人材マップの活用、「心づくり」を裏打ちする体験活動の推進を行う。

別紙

1. 特定事業の名称
番 号 8 1 0
特定事業の名称 市町村費負担教職員任用事業
2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
八代郡宮原町及び八代市中学校組合教育委員会
3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日
構造改革特別区域計画の認定の日
4. 特定事業の内容
 - (1) 事業に関与する主体
八代郡宮原町及び八代市中学校組合
 - (2) 事業が行われる区域
宮原町全域
 - (3) 事業の実施期間
構造改革特別区域計画認定の日から
 - (4) 事業に実現される具体的内容
中学校組合費で常勤の教職員（生徒指導支援職員 採用1名）を採用し、不登校・不登級の生徒への支援などの生徒指導や少人数指導の充実などを図る。
 - (5) 当該規制の特例措置の内容
教育委員会が取り組みを呼びかけている、心の教育の充実 確かな学力の定着 学校・家庭・地域社会の連携等の諸施策の具体的推進を図っていきたいと考えている。
宮原町では、平成9年・10年頃からの全国的な学校の荒れ、校内暴力の増加傾向を懸念し、「生徒指導支援事業に伴う氷川中学校への職員の配置について」を議会に提案し議決を受け、平成12年度から小・中・高の教職免許（保健体育免許）を有している職員（生徒指導支援職員・1名）を採用し、八代郡宮原町及び八代市中学校組合教育委員会（以下「中学校組合教育委員会」とする。）より学校に出向させ、その活用を図っている。現在、生徒指導支援職員は、全校生徒に眼を向け、学級担任と連携しながら不登校・不登級生徒への支援を中心に取り組んでいる。その他、保健体育科授業へのT・T指導、放課後の部活動指導等を積極的に行っている。昨年度宮原町及び八代市中学校組合立氷川中学校では、学校に登校しても保健室や心の相談室に留まって、学級のみならず一緒に学習ができない生徒が9人（全校生徒の約5.5%）存在した。また、生徒指導支援職員は、国語や数学の基礎基本的な内容の学習や進路指導等の支援を個別に関わりながら、高校進学を実現させた事例も有している。
しかしながら、生徒指導支援職員は正規の教員ではないため、こう

した生徒指導などの活動は、それぞれの学級担任との連携の下でしか行うことができないことや、教科の指導もT・T指導などに限られることから、生徒指導支援職員が生徒指導を実施するに当たって必要となる生徒ひとりひとりの直接の関係を構築するのに時間をかけなければならない要因のひとつになっているだけでなく、生徒指導主事などといった校務分掌を受け持つことができないなど、効果的な生徒指導を行う上での課題となっている。

また、県費負担教職員には定期的な人事異動が伴うが、自治体が地域に根ざした生徒指導について多面的に、体系的に、組織的に構築し、継続的な教育実践を期待しても、担当する教員が異動してしまうことで、それを実現することについては非常に難しい状況にある。

そこで、今回の構造改革特別区域計画の認定を得て、中学校組合教育委員会が氷川中学校に出向させている生徒指導支援職員を、市町村で給与を負担して任用する常勤の教職員とし、県費負担教職員と何ら変わることなく校務分掌を受け持つことができる教師にしたいと考えている。

具体的には、教科担任・学級担任は勿論のこと、研修・研鑽を重ねることによって、近い将来体育主任などの役を受け持つことができる教師にしたい。学級担任教師として、「心に響く道徳」の授業を推進するための指導力を高めてもらうことも考えている。また、将来的にはこれまで生徒指導支援職員として培ってきたノウハウを活かすとともに、校内の生徒指導について責任を負って指導ができる生徒指導主事を担当できる教師とすることも考えている。

同時に、生徒指導では、児童生徒の学力向上も考えなければならないと思っている。生徒にとって学習内容が理解できない状態では、日常の学校生活に楽しさがなく、学校・学級への生徒の足が重くなっていくのは必然である。学習指導についての工夫改善を図り、「確かな学力の定着」を考えていくことが大切である。

現在、氷川中学校は教職員間の協力態勢を醸成し、数学科と英語科のT・T指導、少人数指導、習熟度別指導に当たる教職員の配当を得て、かなりの成果をあげている。今後、更なる「確かな学力の定着」を図るために、国語科にも上記の指導法を広げることができるようにしたいと考えている。しかし、県教育委員会から市町村立小・中学校に配当される県費教職員定数は、氷川中学校(現在、生徒数161名、6学級)の規模では非常に厳しい状況に置かれている。

今回、この特区申請の特例を活用することにより、氷川中学校に出向させている生徒指導支援職員を教科担任とする。これにより教員の配置に工夫をもたせる事を可能とし、更に必要とする教科のT・T指導、少人数指導に結びつける。

これにより、本町は「町づくり・人づくり・心づくり」推進の気運を高めていきたいと考えている。

なお、この啓発のために、宮原町教育委員会・中学校組合教育委員会が平成15年度に作成した啓発資料 3(ページ12~13)を活

用したいと考えている。

そして、次ページのような年次的実践計画を作成し、取り組むことにしている。